



# ヘイトハラスメント裁判を 支える会 会報 Vol.3

2016年4月14日発行

事務局 〒544-0031 大阪市生野区鶴橋 2-15-27NPO 法人多民族共生人権教育センター内  
Tel:06(6715)6600 FAX:06(6715)0153 E-mail: info@taminzoku.com



<https://www.facebook.com/HateHarassment>



@HateHarassment

## 「労働権への新型の侵害」を食い止めよう

ヘイトハラスメント裁判を支える会 共同代表

たけのぶ みえこ  
竹信 三恵子 (和光大学教授・ジャーナリスト)

東京という遠隔の地からこの訴訟を支援しようと決意したのは、今回のヘイトハラスメントを放置すれば、これが「新型の労働権の侵害」として日本社会を脅かすものに膨らんでいくおそれを感じとったからです。

ヘイトハラスメントは、セクハラと極めて似通った構造を持っています。セクハラは「好きだから」という偽装のもとに、職権をもって部下の意に反した性的行為をおしつけ、部下を性的な道具にします。今回のハラスメントも「社員のため」「会社の親心」という好意の偽装のもとにトップの思想信条を押し付け、社員の意に反して、トップの活動の道具として動員していこうとするものです。

セクハラは、被害者女性の名誉や名誉感情、プライバシー、性的自由、性的自己決定権等の人格権（憲法13条）を侵害し、個人としての尊厳を否定する行為であり、加えて、女性が安全な環境で働く権利（憲法27条）をも侵害する行為です。今回のヘイトハラスメントも、近隣諸国の出身者をデマなどでおとしめることで、その一員である原告の名誉や名誉感情、人格権、個人としての尊厳を否定し、受け入れなければ不利な扱いをうけるかもしれないと日々怯えさせることで、安全な環境で働く権利を損なっています。



セクハラでは、「性的な介入を黙って受け入れたのだから、本当は喜んでいたので」と主張することで被害者を困惑させ、抵抗力を奪っていきます。今回の会社の措置も、「言えばいいだけ、聞けば

いいだけ」として意見の表明を強要し「自発的な同意」を強制して抵抗力を奪います。

日本社会の同調圧力が強まり、そうしたヘイト行為への自己抑制が失われつつあるいま、職場でこれに対抗する術を整えておかないと、働き手の多くが思想信条によって仕事を失い、生活権を侵害される事態が横行しかねません。その備えへ向けた貴重な第一歩として、原告の勇気ある闘いを支えたいと思います。

## 原告からのメッセージ

この原稿は、3月24日に開催された「差別はあかん 大阪からかえよう！差別のない街へ～差別事件真相報告集会～」(主催:同和問題解決(部落解放)・人権政策確立要求大阪実行委員会)で代読されたメッセージを再掲したものです。

ヘイトハラスメント裁判の原告です。

会社は1部上場企業です。

約14年前、まだ上場前のフジ工務店時代に 私は運良くパートで入社することが出来ました。

その頃の従業員数は、フジ住宅、工務店合わせても今の半分くらいだったと思います。

小さな子がいながらも働きたいと思っていた私には、従業員の個々の生活や気持ちを大切にしてくれる姿勢が感じられるやさしい会社でした。実際、働きやすい環境を実感し、運が良かったと感謝していました。

勿論、その頃の会社の中で、上司や会社から思想的・政治的な勧誘や抑圧を感じることはなかったし、今回の訴訟に至る一つの大きな理由となる差別意識を明らかに煽るような配布物や上司を含む従業員が書いた、仕事とは一切関係の無い差別的な感情や意見にさらされることもありませんでした。在日のお客さんに対しても、戦後、日本で苦勞してきたであろうその方の人生に対してのやさしい気持ちを持って寄り添い、いい住まいを提供していきたいという営業さんの感想を読んだこともありました。おかげで入社当初から、小学生の頃から名乗っている民族名を使用することについても、会社からは一切の干渉を受けること、負担を感じることもありませんでした。そして、大切な人たちと出会うことも出来ました。今も大切な人たちです。

私は、無力です。無力とまではいかなくとも会長やらに比べるととてもとても非力です。それは、理屈や論といったことではなく、立場や権威や影響力をもつ相手に、雇われる側の実際の地位であり心境です。私だけではありません。無力ゆえに、どんどんおかしくなっていく会社に対して向き合えず、誰かが止めてくれるはずだ、とただただ祈ってきました。止めるべき人たちが会社の上層には必ずいるはずだと思っていました。

実際、会社は上場してからその社会的責任が大きくなるにつれ、しっかりとした経営理念や行動指針も打ち出していたようで、その中には「人格・個性の尊重、差別禁止、セクハラ禁止の徹底や雇用・労働条件の改善に努める」と掲げています。

また会社には、取引先の銀行からも役職付きで出向してくる方が何人

もいらっしやいました。

知っているはずですが。毎月の感想文からも、きっと会議などでも会社が何をしているかは分かると思うし、それゆえマズイと思うはずだと。でも、ますますエスカレートしていきました。

何故変わらないのかが本当にわからなくて、もう諦めないといけないのかと思いました。力ある人が言うことがどれほど矛盾を抱えていても、どれほど無茶なことを下の人にさせようと誘（いざな）っても、どれほど差別や排外意識を煽っても、その地位ゆえ、何事も素晴らしくて正しくて立派なことになる現実を会社の中で感じるようになりました。私を含む多くの人間の弱さは、それを受け入れていくのか、と。

私は諦められませんでした。この先も諦められないとわかっています。私は、一人では何もできません。でも、私が今回この会社の問題を、弁護士先生の力を借りて、会社、会長に申入れしたことに始まり、結果、真摯に対応していただかず、いくつかのしんどい思いを経たものの、訴訟という形ではありますが社会に明らかにしたことは、今後、フジ住宅だけでなく、多くの企業や社会や人が寛容でやさしい、自他ともに希望の持てる未来に必ずつながると思っています。つなげたいです。

最後に、会長・会社が本当に寛容であれば、訴訟に至ることは無かったと考えています。なんでもそうですが、誰にとっての寛容か、誰にとってのやさしさかを選ぶときには、力のある人にとってではなく、より小さな存在、多くの弱い立場、声の上げにくい人を当たり前に想像する、そんな未来へのきっかけになるように、是非皆さま、興味を持って、知っていただけるようお願いします。

とりとめのない、メッセージになってしまいました。ごめんなさい。

以上。

## 第2回口頭弁論の報告



裁判後におこなわれた報告集会であいさつする、共同代表の西谷敏先生（大阪市立大学名誉教授）

原告訴訟代理人：南部 なんぶ 秀一郎 しゅういちろう

### 1 はじめに

ヘイトハラスメント訴訟第2回口頭弁論は、2016年1月21日に行われました。本稿では、代理人の南部から、第2回口頭弁論の内容をご報告します。

### 2 第2回弁論で行われたこと

第2回口頭弁論では、原告代理人より第一準備書面を提出し、甲16号証から甲22号証までの証拠を提出しました。

### 3 ヘイトスピーチの定義について

第1準備書面は、（ヘイトスピーチの定義について）という副題がついています。この書面は、訴状に対する被告会社、被告会長の答弁書においてなされた求釈明に対する回答として、原告側の主張を行っています。そして、その具体的な内容は、副題にあるように（ヘイトスピーチ

の定義について) になります。

#### **4 人種差別撤廃条約からの引用**

この書面では、まず、人種差別撤廃条約を引用しています。人種差別撤廃条約は、日本も批准しており、日本国内においても法的効力を有します。この条約の4条は、「一の人種の優越性若しくは一の皮膚の色若しくは種族的出身の人の集団の優越性の思想若しくは理論に基づくあらゆる宣伝及び団体又は人種的憎悪及び人種差別（形態のいかんを問わない。）を正当化し若しくは助長することを企てるあらゆる宣伝及び団体…また、このような差別のあらゆる扇動又は行為」を根絶するための措置を締約国が約束する内容になっています。そこで、本件でも、この条約を引いて、上記4条に規定されている全ての表現形式が「ヘイトスピーチ」にあたりと定義しました。また、国連人種差別撤廃委員会の一般的勧告35は、2013年に国連の人種差別撤廃委員会が人種主義的ヘイトスピーチに関する討論を行った結果採択した勧告です。原告側からは、この勧告についても証拠提出しています(甲15)。この勧告においても、上記人種差別撤廃条約4条に示された全ての表現形式をヘイトスピーチと定義づけています。

#### **5 国連人種差別撤廃委員会一般的勧告35の引用**

加えて、一般的勧告35では、締約国に対してヘイトスピーチを規制する措置をとるべきとしています。そして、その措置を取るべき対象となるヘイトスピーチについて、「それが、個人から発されたものか、集団から発せられたものかという出所とも、口頭か文書か、インターネットやソーシャル・ネットワーキング・サイトのような電子メディアによるものかという形態とも関わりない。スポーツイベントのような公衆の集まりで、人種主義的なシンボルやイメージや態度を示すといった非言語的表現形態も含まれる」としています。この定義も本書面では引用しました。

## 6 会長の主張への反論

さらに、書面の後半では、会長側から主張された会社配布文書は「他国のあり方についての否定的な意見論評にすぎない」ためヘイトスピーチにあたらないとの主張に対し、上記2つのヘイトスピーチの定義に該当するとの反論を行いました。実際、訴状に挙げた各資料で述べられているものは、(再度の引用は避けませんが) いずれも、韓国人や中国人という民族的出身で一括りにして劣等視した表現であり、かつ、主観的及び偏見に基づく表現です。これら書面の内容については、抜粋して、金弁護士が公判廷にて弁論を行っています。

## 7 会社配付資料の証拠提出

更に、本法廷では、本件で問題となる表現行為を特定しろとの被告側の求釈明に応じるため、会社配布の文書の一部を証拠提出しました。それが甲19号証から22号証です。これらの証拠は合計すると、3000頁近くになりますが、実は、これで、2013年2月から5月までの4ヶ月分の配布文書に過ぎません。原告の手元には、まだあと、提訴までのもので2年数ヶ月分の文書が残っています。

## 8 次回期日以降の予定と弁護団からのお願い

加えて、第3回弁論期日からは、これら、証拠提出した文書から、問題となる表現部分を抽出し、書面化して提出することとなっています。そして、抽出部分がヘイトスピーチ等、原告の職場環境を害するもの、人格権を侵害するものであるとの主張を行っていくこととなります。膨大な資料を扱う煩雑な事務作業です。そして、その事務作業に応じて、費用(コピーをとるだけで莫大な費用がかかります)の不足も懸念される状況です。本書面をご覧頂いている皆様からも、原告に対し、物心両面での支援を頂ければと思っております。

# フジ住宅内部資料が明らかにした 大阪市育鵬社教科書採択のカラクリ！

子どもたちに渡すな！あぶない教科書大阪の会 おうか 相可 ふみよ 文代

## 1. フジ住宅が市民アンケートを大量に水増し

昨年8月5日におこなわれた大阪市の歴史・公民教科書の採択では、現場教員の声はまったく無視され、代わりに市民アンケートが重要な決め手として参考にされました。教育委員会議の冒頭に「育鵬社教科書に肯定的な意見が7割、否定的な意見が3割」と市民アンケートの結果が報告され、大阪市民は圧倒的に育鵬社教科書を支持しているかのように印象づけられました。

しかし「7割」というのは、実はフジ住宅が社員を動員してアンケートを水増ししていたものでした。社員たちは大阪市の教科書展示会場(32か所)をまわって1200枚を超えるアンケート用紙を集め、社内で意見を書いて投函することを繰り返していました。一人がほぼ同じ文面で何枚も書き(一人で25枚書いた社員も)、今井会長は会社ぐるみで水増しをやっていることがばれないように、男性社員には「バッジを外し」、女性社員には「制服を脱いで」行くように指示していました。また大阪市教育委員会事務局は同じものがたくさんあることに気づきながら、「肯定的意見が7割」と報告していました。

## 2. 育鵬社から情報提供を受けて市民アンケートに社員を動員

「大阪市では市民アンケートが重視される」ことをフジ住宅に伝えたのは育鵬社の社員でした。今井会長は育鵬社・日本教育再生機構と連日メールでやり取りし、その指示にしたがって市民アンケートや、市長・教育委員への訪問・手紙での依頼に社員を動員したのでした。

大阪市では橋下前市長の肝いりで、育鵬社の親会社である産経グループの元重役が教育委員に再任され、採択区が1区にされ、採択の基準が



変えられ、育鵬社が総取りできるような体制が作られていました。育鵬社は基準の変更を何らかの形で教育委員会関係者から知り、それをフジ住宅に伝えました。つまり昨年のお阪市での育鵬社採扱は、市教委・育鵬社・フジ住宅の三者が仕組んだものだったのです。

### 3. 市民アンケートのカラクリは、フジ住宅内部資料から明らかに

私たちはこれら一連の事実を、ヘイトハラスメント裁判事務局から提供されたフジ住宅内部資料からつかみ社会的に明らかにしてきました。すでにマスコミでも報道され、大阪市議会でも追及され、大森教育委員長は辞任しました。また馳文科大臣は「育鵬社に猛省を促す」と発言し、育鵬社はHPで「行動規範を見直す」と表明せざるをえなくなりました。

このように育鵬社が採扱されたのちに、その不正を具体的に暴くことができたのは、社員に配布された資料を事務局が私たちに提供して下さったおかげです。原告・弁護団・事務局のみなさんに心より感謝申し上げます。

育鵬社教科書はかつての植民地支配と侵略戦争を正当化し、日本国籍を取得しない在日の人々を差別・排外する人権侵害の教科書であり、ヘイトスピーチの温床です。こんな教科書で大阪市の5人に一人の中学生がこの4月から学ばされていることを許してはなりません。採扱のやり直しのための運動に、みなさんのご支援をよろしくお願いいたします。



フジ住宅が全社員に配布した資料より  
右…今井会長名で社員に教科書アンケートへの記入を促している。  
左…育鵬社の担当者(当時)から今井会長秘書室へEメール

### お詫びと訂正

会報第2号8P掲載の感想文が、編集時のミスで二人分の感想をまとめて一人の感想として掲載してしまうミスがありました。正しくは次の通りです。お詫びして訂正いたします。

○在日コリアン4世です。今日は支える会でしたが、逆に元気づけられました。社会人2年目なのですが、このヘイトスピーチがあふれる中、うつうつとして社会に出れない2年を過ごしました。今日、久しぶりに、このような場に来ました。来てとても良かったです。私もできるかぎり、一緒がんばり、支えていきたいと思います。

○勝つで！！（フリーライター 李信恵）

## 会計の状況について（ご報告）

4月7日時点で、90件1,227,305円のカンパをいただいていることを報告します。ご支援いただいた皆様にお礼申し上げます。ありがとうございました。

支える会では、2年近くの訴訟に要する費用として概算した200万円を目標にカンパをお願いしています。裁判がもつ大きな社会的意義について考えたとき、裁判費用だけでも支援する私たちが負担することで、原告個人にのしかかる重圧を軽くすることができればと考えています。

引き続き皆様のご支援をお願いいたします。